

いえかるて蓄積庫Q&A

Q このサービスは誰が利用できるのですか？

A 住宅所有者及び住宅所有者から委任を受けた住宅管理会社をご利用いただけます。

Q 住宅履歴情報の蓄積は紙でもいいですか？

A 所有する住宅に関する新築時の確認・申請書の書類や竣工図面、また点検や修繕、リフォームの記録や報告書等を蓄積することができます。なお、蓄積する場合はそれらの情報がPDF形式である必要があります。

Q 図面や書類がない時には？

A 土木事務所 に新築当時の図面があるのか問合せをしてみてください。それでも図面がない場合は「住宅履歴情報の必要書類に関する代替書又は理由書」を財団のホームページからダウンロードして必要事項をご記入の上、PDFにて情報項目に蓄積をして下さい。

Q 住宅所有者が変更になる場合は？

A 住宅所有者が変更された場合には7日以内に住宅所有者変更届をご提出下さい。「住宅所有者変更届」は当財団のホームページからダウンロードして必要事項を記入の上、必要書類と共に提出下さい。やむを得ない事情により住宅所有者が変更になる場合には2ヶ月以内とします。

Q 住宅履歴情報サービスについて、10年を経過する前に解約したい場合はどうしたらよいのですか？

A 「住宅履歴情報（共通ID）取下げ書」を当財団のホームページからダウンロードして必要事項をご記入の上、必要書類と共に提出下さい。なお、期間途中での解約による清算等は行っておりません。

Q 自ら修繕やリフォームを行った場合は？

A 自ら修繕やリフォームを行った場合も情報として蓄積しなければなりません。変更図面や工事台帳などが必要な場合がありますので、予め住宅管理会社へご相談下さい。

Q 住宅履歴情報の閲覧について。

A 住宅所有者は、所有する住宅の情報を基本的に全て閲覧できます。閲覧を希望される場合は、「住宅履歴情報閲覧依頼書」を当財団までご提出下さい。「住宅履歴情報閲覧申請書」は当財団のホームページからダウンロードして必要事項をご記入の上、必要書類と共に提出下さい。

Q 住宅履歴情報の蓄積は義務でしょうか？

A 住宅履歴情報の蓄積は義務ではありませんが、これから住まいを資産にするには住宅履歴情報を情報サービス機関へ蓄積することが必須となります。

Q 住宅履歴情報の蓄積を取止める場合は？

A 「住宅履歴情報（共通ID）取下げ書」を財団のホームページよりダウンロードして頂き、必要事項をご記入の上、当財団にご提出下さい。住宅履歴情報の蓄積データは削除されます。